

5. 医療費の助成、健康保険制度

1. 福祉医療制度

医療費の一部を助成することにより、市民の保健の向上と福祉の増進をはかります。

》子ども医療

【問い合わせ先】 福祉総務課 TEL：53-4111
【所在地】 大村市玖島1丁目25番地 (内線156)

【問い合わせ先】 こども家庭課 TEL：54-9100
【所在地】 大村市本町413番地2 大村市こどもセンター内

子どもの健やかな成長を願い、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して病院などでの受診ができるよう、医療費の一部を助成します。 (令和6年4月1日)

対象者	大村市に住民登録をした日（誕生日、または転入日）から満18歳に達した後の最初の3月31日を迎えるまでの方 ※健康保険に加入している方が対象です。 ※上記の期間内に大村市から転出される場合は、転出の日まで。
助成内容	病院等で支払った健康保険適用の医療費から自己負担額（診療日数 × 800円 上限1,600円）を差し引いた額を支給します。 ※1か月ごと、病院ごとに計算します。 ※調剤薬局については、自己負担額の差し引きはありません。 ※高額医療費や附加給付金の対象となる場合は、その分を差し引きます。 助成金額 = 保険診療一部負担金 ^{※1} - 高額療養費 - 附加給付金 - 自己負担 ※1 病院や調剤薬局で支払った金額
助成方法	・未就学児：現物給付方式（長崎県内の医療機関） ・小中学生：現物給付方式（大村市・諫早市・東彼杵町・川棚町・波佐見町内の医療機関） ・高校生世代：償還払い（大村市内の医療機関は代理申請方式）
申請に必要なもの	・健康保険証（対象者のもの） ・預金通帳

5. 医療費の助成、健康保険制度

》母子・父子医療

【問い合わせ先】 福祉総務課 TEL：53-4111
 【所在地】 大村市玖島1丁目25番地 (内線156)

【問い合わせ先】 こども家庭課 TEL：54-9100
 【所在地】 大村市本町413番地2 大村市こどもセンター内

母子・父子家庭の経済的負担を軽減し、安心して病院などでの受診ができるよう、病気やけがにかかる医療費の一部を助成します。 (令和6年4月1日)

<p>対象者</p>	<p>20歳未満の子を監護している配偶者のいない方、および監護されている18歳未満の子（高校在学中の場合は20歳未満）</p> <p>※健康保険に加入している方が対象です。</p> <p>※監護：親権者として子の福利・厚生を考えて監督・保護すること</p> <p>※配偶者のいない方とは、次の①～⑥のいずれかに該当する方をいいます。</p> <p>①配偶者と死別し、現に婚姻をしていない方</p> <p>②離婚し、現に婚姻をしていない方</p> <p>③配偶者の生死が明らかでない方</p> <p>④配偶者から遺棄されている方</p> <p>⑤配偶者が海外にあり、その扶養を受けることができない方</p> <p>⑥配偶者が精神または身体の障がいにより、長期にわたって労働能力を失っている方</p>	
<p>助成内容</p>	<p>病院等で支払った健康保険適用の医療費から自己負担額（診療日数×800円上限1,600円）を差し引いた後、助成割合（18歳到達後の最初の4月1日以降、高校在学中の20歳未満の子のみ。世帯の課税状況により異なります。）を乗じた額を支給します。</p> <p>※1か月ごと、病院ごとに計算します。</p> <p>※調剤薬局については、自己負担額の差し引きはありません。</p> <p>※高額医療費や附加給付金の対象となる場合は、その分を差し引きます。</p> <p>助成金額＝（保険診療一部負担金^{※1}－高額療養費－附加給付金－自己負担額）×助成割合</p> <p>※1 病院や調剤薬局で支払った金額</p>	
<p>申請に必要なもの</p>	<p>（必ず用意するもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証（親と子、両方必要です。） ・預金通帳 ・現在の戸籍謄本（全部事項証明書） ・配偶者の死亡、または離婚などが記載された戸籍謄本 ・申立書 	<p>（世帯の状況に応じて必要なもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得課税証明書（所得控除額が記載されたもの）

》寡婦医療

【問い合わせ先】 福祉総務課

TEL : 53-4111

【所在地】 大村市玖島1丁目25番地

(内線156)

経済的負担を軽減し、安心して病院などでの受診ができるよう、病気やけがにかかる医療費の一部を助成します。(令和6年4月1日)

対象者	<p>50歳以上70歳未満で、配偶者と死別または離婚し、現に婚姻していない女子</p> <p>※健康保険に加入している方が対象です。</p> <p>※50歳代の方は、「入院のみ」が助成対象です。</p> <p>※世帯の課税状況によって、助成の内容が異なります。</p>	
助成内容	<p>病院等で支払った健康保険適用の医療費から自己負担額※を差し引いた後、助成割合（世帯の課税状況により異なります）を乗じた額を支給します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>※自己負担額は</p> <p>通院については「診療日数 × 800円（上限1,600円）」</p> <p>入院については「診療日数 × 1,200円」</p> </div> <p>※1か月ごと、病院ごとに計算します。</p> <p>※調剤薬局については、自己負担額の差し引きはありません。</p> <p>※高額医療費や附加給付金の対象となる場合は、その分を差し引きます。</p> <p>助成金額 = (保険診療一部負担金※¹ - 高額療養費 - 附加給付金 - 自己負担額) × 助成割合</p> <p>※1 病院や調剤薬局で支払った金額</p>	
申請に必要なもの	<p>(必ず用意するもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・預金通帳 ・現在の戸籍謄本（全部事項証明書） ・配偶者の死亡または、離婚などが記載された戸籍謄本 ・申立書 	<p>(世帯の状況に応じて必要なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得課税証明書（所得控除額が記載されたもの）

5

医療費の助成、健康保険制度

5. 医療費の助成、健康保険制度

》未婚の女子医療

【問い合わせ先】 福祉総務課

TEL：53-4111

【所在地】 大村市玖島1丁目25番地

(内線156)

経済的負担を軽減し、安心して病院などでの受診ができるよう、病気やけがにかかる医療費の一部を助成します。(令和6年4月1日)

対象者	60歳代の未婚の女子のうち、扶養義務者と生計を同一にしていない方 ※所得税が非課税で、健康保険に加入している方が対象です。	
助成内容	<p>入院に対する医療費を助成します。</p> <p>病院等で支払った健康保険適用の医療費から 自己負担額（診療日数×1,200円）を差し引いた額を支給します。</p> <p>※1か月ごと、病院ごとに計算します。 ※高額医療費や附加給付金の対象となる場合は、その分を差し引きます。</p> <p>助成金額 = 保険診療一部負担金^{※1} - 高額療養費 - 附加給付金 - 自己負担額</p> <p>※1 病院で支払った金額</p>	
申請に必要なもの	<p>(必ず用意するもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・預金通帳 ・16歳の誕生日から現在までの戸籍謄本（全部事項証明書） ・申立書 	<p>(世帯の状況に応じて必要なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得課税証明書（所得控除額が記載されたもの）

》寡男医療

【問い合わせ先】 福祉総務課

TEL：53-4111

【所在地】 大村市玖島1丁目25番地

(内線156)

経済的負担を軽減し、安心して病院などでの受診ができるよう、病気やけがにかかる医療費の一部を助成します。(令和6年4月1日)

対象者	68歳以上70歳未満で、配偶者と死別または離婚し、現に婚姻していない男子 ※健康保険に加入している方が対象です。	
助成内容	<p>病院等で支払った健康保険適用の医療費から自己負担額※を差し引いた後、助成割合（世帯の課税状況により異なります。）を乗じた額を支給します。</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>※自己負担額は</p> <p>通院については「診療日数 × 800円（上限1,600円）」</p> <p>入院については「診療日数 × 1,200円」</p> </div> <p>※1か月ごと、病院ごとに計算します。</p> <p>※調剤薬局については、自己負担額の差し引きはありません。</p> <p>※高額医療費や附加給付金の対象となる場合は、その分を差し引きます。</p> <p>助成金額 = (保険診療一部負担金※¹ - 高額療養費 - 附加給付金 - 自己負担額) × 助成割合</p> <p>※1 病院や調剤薬局で支払った金額</p>	
申請に必要なもの	<p>(必ず用意するもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・預金通帳 ・現在の戸籍謄本（全部事項証明書） ・配偶者の死亡または、離婚などが記載された戸籍謄本 ・申立書 	<p>(世帯の状況に応じて必要なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得課税証明書（所得控除額が記載されたもの）

5

医療費の助成、健康保険制度

5. 医療費の助成、健康保険制度

》障害者医療

【問い合わせ先】 福祉総務課 TEL：53-4111
 【所在地】 大村市玖島1丁目25番地 (内線156)

【問い合わせ先】 障がい福祉課 TEL：20-7306
 【所在地】 大村市本町458番地2
 中心市街地複合ビル（プラットおおむら）2階

障がい者の経済的負担を軽減し、安心して病院などでの受診ができるよう、病気やけがにかかる医療費の一部を助成します。 (令和6年4月1日)

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳をお持ちの方 ・療育手帳をお持ちの方 ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ※健康保険に加入している方が対象です。 ※手帳の種類・等級によって、助成の内容が異なります。	
助成内容	病院等で支払った健康保険適用の医療費から、自己負担額（診療日数 × 800円 上限1,600円）を差し引いた後、助成割合（障害の程度、世帯の課税状況により異なります。）を乗じた額を支給します。 ※1か月ごと、病院ごとに計算します。 ※調剤薬局については、自己負担額の差し引きはありません。 ※高額医療費や附加給付金の対象となる場合は、その分を差し引きます。 $\text{助成金額} = (\text{保険診療一部負担金}^{\ast 1} - \text{高額療養費} - \text{附加給付金} - \text{自己負担額}) \times \text{助成割合}$ ※1 病院や調剤薬局で支払った金額	
申請に必要なもの	(必ず用意するもの) <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・預金通帳 ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳 	(世帯の状況に応じて必要なもの) <ul style="list-style-type: none"> ・所得課税証明書（所得控除額が記載されたもの）

2. その他の医療費助成制度

》自立支援医療（更生医療）

【問い合わせ先】 障がい福祉課

TEL： 20-7306

【所在地】 大村市本町 458 番地 2

中心市街地複合ビル（プラットおおむら）2 階

身体に障がいのある方（18 歳以上）が手術等によって障害を除去・軽減することで、日常生活を容易にすることが可能な場合に、その医療費を助成します。

「指定自立支援医療機関」での治療が対象となります。

※所得制限があります。※緊急な場合を除いて事前申請です。治療開始日・入院日の前に申請を行ってください。

対象者	身体障害者手帳をお持ちの方（18 歳以上） ※18 歳未満の児童は「育成医療」（115 ページ）の対象となります。
助成内容	医療費の 1 割が自己負担となります。 ただし、世帯の課税状況や疾患の種類により、自己負担上限額があります。
対象となる医療	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害（角膜移植、水晶体摘出術など） ・ 聴覚障害（人工内耳、外耳道形成術など） ・ 音声・言語・そしゃく機能障害（口腔に関する医療） ・ 肢体不自由（人工関節置換術など） ・ 腎機能障害（人工透析療法、腎臓移植および移植後の抗免疫療法など） ・ 心臓機能障害（弁形成、冠動脈バイパス、ペースメーカー埋込術など） ・ 小腸機能障害（中心静脈栄養法） ・ 免疫機能障害（抗 HIV 療法、免疫調整療法など） ・ 肝臓機能障害（肝臓移植および移植後の抗免疫療法など）
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書・同意書 ※指定様式によるもの。様式は障がい福祉課にあります。 ・ 医師の意見書 ※指定様式によるもの。様式は障がい福祉課にあります。 <p>※指定医療機関の担当医師に作成してもらってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳（写し） ・ 特定疾病療養受療証（写し）※人工透析療法を受けている方 ・ 健康保険証（写し） <p>社会保険の場合：申請される方の分（被扶養者は、被保険者の分も必要） 国民健康保険および後期高齢者医療保険の場合：加入者全員分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバー（個人番号）が確認できるものおよび本人確認書類（同一保険に加入している世帯員全員分） <p>※住民税非課税世帯の場合は、年金証書、年金振込通知など年金受給額が確認できるもの</p>

5. 医療費の助成、健康保険制度

》 自立支援医療（精神通院医療）

【問い合わせ先】 障がい福祉課

TEL： 20-7306

【所在地】 大村市本町 458 番地 2

中心市街地複合ビル（プラットおおむら）2 階

精神疾患により、精神科などで通院治療を受ける場合に医療費の助成があります。

「指定自立支援医療機関」での通院治療が対象となります。

※所得制限があります。

対象者	精神疾患により、精神科などで通院治療を受けている方
助成内容	医療費の 1 割が自己負担となります。 ただし、世帯の課税状況や疾患の種類により、自己負担上限額があります。 ※入院医療の費用、公的医療保険の対象とならない治療や投薬の費用（病院や診療所以外でのカウンセリングなど）、精神疾患と関係のない医療費は助成の対象とはなりません。
有効期限について	原則として 1 年 1 年毎に更新手続きが必要です。
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書・同意書 ※指定様式によるもの。様式は障がい福祉課にあります。 ・ 自立支援医療用診断書 ※指定様式によるもの。様式は障がい福祉課にあります。 ※指定医療機関の医師に作成してもらってください。 ・ 健康保険証（写し） 社会保険の場合：申請される方の分（被扶養者は、被保険者の分も必要） 国民健康保険および後期高齢者医療保険の場合：加入者全員分 ・ マイナンバー（個人番号）が確認できるものおよび本人確認書類（同一保険に加入している世帯員全員分） <p>※住民税非課税世帯の場合は、年金証書、年金振込通知など年金受給額が確認できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院および薬局が確認できるもの（診察券や薬局の袋など名称と所在地が確認できるもの）

》 自立支援医療（育成医療）

【問い合わせ先】 障がい福祉課

TEL： 20-7306

【所在地】 大村市本町 458 番地 2

中心市街地複合ビル（プラットおおむら）2 階

身体に障がいがあるか、将来に障がいを残すおそれのある病気の児童に対し、医療費の負担を軽減するものです。

「指定自立支援医療機関」での治療が対象となります。

※緊急な場合を除いて事前申請です。治療開始日・入院日の前に申請を行ってください。

対象者	身体に障がいがあるか、現存する病気を放置すると将来に障がいが残ると認められ、手術などにより確実な治療効果が期待できると認められた 18 歳未満の児童
助成内容	医療費の 1 割が自己負担となります。 ただし、世帯の課税状況や疾患の種類により、自己負担上限額があります。
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書 ・ 保護者の同意書 ※指定様式によるもの。様式は障がい福祉課にあります。 ・ 医師の意見書 ※指定様式によるもの。様式は障がい福祉課にあります。 <p>※指定医療機関の担当医師に作成してもらってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険証（写し） <p>社会保険の場合：申請される児童及び被保険者の分 国民健康保険の場合：加入者全員分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバー（個人番号）が確認できるものおよび本人確認書類（同一保険に加入している世帯員全員分）

県内の主な指定医療機関			
長崎大学病院	長崎みなとメディカルセンター	長崎県立子ども医療福祉センター	国立病院機構長崎医療センター

※県外の指定医療機関での治療も対象となりますので、お問い合わせください。

5. 医療費の助成、健康保険制度

》未熟児養育医療

【問い合わせ先】 こども家庭課

TEL：54-9100

【所在地】 大村市本町4-1-3番地2 大村市こどもセンター内

養育のため入院を必要とする未熟児に対し、医療費の負担を軽減するものです。

この給付の対象となるのは指定医療機関における治療であり、市民税に応じた一部負担金があります。

対象者	出生体重が2,000g以下の未熟児、または超える場合であっても生活力が特に弱く、けいれん等の症状を示す未熟児
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none">・ 申請書 ※指定様式によるもの。様式はこども家庭課にあります。・ 医師の意見書・ 保護者の同意書 ※指定様式によるもの。様式はこども家庭課にあります。・ 世帯調書 ※指定様式によるもの。様式はこども家庭課にあります。・ 健康保険証のコピーなど

県内の主な指定医療機関			
長崎大学病院	長崎みなとメディカルセンター	国立病院機構長崎医療センター	佐世保共済病院

※県外の指定医療機関での治療も対象となります。

申請後に、医療機関の変更、移送費の請求、認定期間の延長などを行う場合は、手続きが必要ですので、お問い合わせください。



》小児慢性特定疾病医療費助成制度

【問い合わせ先】 県央保健所 地域保健課

小児慢性特定疾病担当

TEL： 26-3306

【所在地】 諫早市栄田町 26-49

小児慢性疾病のうち、特定の疾病については、患者家庭の医療費を軽減するため、入院や通院による医療費の助成を行っています。

対象者	18歳未満の子どもで下記の疾患のもの ※18歳到達後も引き続き治療が必要であると認められた場合には20歳未満の延長が可能。
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書（受給者証交付用、場合により重症患者認定申請書、人工呼吸器装着者申請書が必要） ・医師の医療意見書 ・同意書（研究利用）※指定の書式があります。 ・住民票謄本（続柄・マイナンバーの記載があるもの）※発行から3か月以内のもの ・健康保険証の写し（国保、国保組合、生活保護の方は加入者全員分、その他は被保険者とお子さん） ・国保組合は同一保険加入者全員の所得を確認できる書類が必要（中学生以下は不要）です。 ・非課税世帯は、所得課税証明書（社会保険加入者は被保険者分、国保・国保組合加入者は同一保険加入者全員（中学生以下は不要）分）、障害年金・特別児童扶養手当・特別障害者手当等の収入が分かる書類（通知書や通帳のコピー）が必要。 ・生活保護世帯は、生活保護受給証明書が必要です。

対象疾患群
悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体及び遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患
受給者証の有効期間
<p>原則として1年以内（診断日～次年度の7月31日）</p> <p>※診断日＝医療意見書に記載されている医師の診断日（重症化時点）</p> <p>※ただし、県の受付日からの遡り期間は原則1か月とし、入院や緊急の治療、その他やむを得ない理由があった場合は最長3か月まで遡りが可能。（令和5年10月1日より前への遡りはできません。）</p> <p>※引き続き療養が必要な場合、更新申請が必要です。</p>
助成内容
入院及び通院、入院時の食費（1/2自己負担）、薬剤料

※対象疾患に該当する場合でも、その疾患の状態が認定基準を満たしていないときには、この事業の対象とはなりません。

5. 医療費の助成、健康保険制度

》特定医療費（指定難病）助成制度

【問い合わせ先】 県央保健所 地域保健課

特定医療費（指定難病）担当

TEL：26-3306

【所在地】 諫早市栄田町 26-49

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもののうち、指定難病に係る疾病に関する医療の確立・普及を図るとともに、難病患者の医療費の負担軽減を図ることを目的に、**医療費の助成**を行っています。

対象者	住民票上の現住所が長崎県内にある方のうち、指定難病に罹患していると認められる方で、次の①又は②のいずれかに該当する方 ① その症状の程度が、国で定められた程度である方 ② ①に該当せず、特定医療費の支給認定の要件である「重症度分類等」を満たさないものの、申請を行った月以前の12月以内に「指定難病に係る医療費の総額」が33,330円を超えた月数が、既に3月以上ある方
申請に必要なもの	・ 特定医療費（指定難病）支給認定申請書（新規） ・ 臨床調査個人票 ・ 住民票謄本（発行から6か月以内のもの。マイナンバーを利用して書類省略可） ・ 健康保険証の写し（国保、国保組合の方は加入者全員分、その他は被保険者と患者本人） ・ 国保組合は同一保険加入者全員の所得を確認できる書類が必要（中学生以下は不要）です。また、非課税世帯、生活保護世帯はその他の書類が必要になりますので、お問い合わせください。 ・ 同意書（所得区分に関するもの※国保組合、佐世保市国保へ加入している方のみ）

対象疾患群
神経・筋疾患、代謝疾患、染色体・遺伝子異常、免疫疾患、循環器疾患、消化器疾患、内分泌疾患、血液疾患、腎・泌尿器疾患、呼吸器疾患、皮膚・結合組織疾患、骨・関節疾患、聴覚・平衡機能疾患、視覚疾患
受給者証の有効期間
<p>始期＝臨床調査個人票に記載されている医師の診断日（重症化時点）</p> <p>※ただし、県の受付日からの遡り期間は原則1か月とし、入院や緊急の治療、その他やむを得ない理由があった場合は最長3か月まで遡りが可能。</p> <p>（令和5年10月1日より前への遡りはできません。）</p> <p>※県の「受付日」：窓口を持参した場合は、その「持参日」</p> <p style="padding-left: 40px;">郵便で送付した場合は、郵便局の「消印日」</p> <p>終期＝原則として最初に到来する9月30日※引き続き療養が必要な場合、更新申請が必要です。</p>
助成内容
<p>（医療）①診察 ②薬剤の支給 ③医学的処置、手術及びその他の治療 ④居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護 ⑤病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護</p> <p>（介護）①訪問看護 ②訪問リハビリテーション ③居宅療養管理指導 ④介護療養施設サービス ⑤介護予防訪問看護 ⑥介護予防訪問リハビリテーション ⑦介護予防居宅療養管理指導 ⑧介護医療院サービス</p>

5. 医療費の助成、健康保険制度

》大村市不育症支援対策

【問い合わせ先】 こども家庭課

TEL： 54-9100

【所在地】 大村市本町 413 番地 2 大村市こどもセンター内

医療保険が適用されない不育症治療に要する費用の一部を助成します。

<不育症治療費助成制度>

対象者	法律上の婚姻をしているご夫婦で下記の要件すべてに該当する方 ・生殖医療専門医が所属する医療機関において、不育症と診断された方 ・不育症治療の申請日の1年以上前から大村市に住所を有し、かつ、引き続き居住している方 ・世帯員に市税の滞納がない方 ・夫婦の前年の所得の合計が730万円未満の方
内容	医療機関において受けた不育症治療に係る医療費で、1治療期間にかかった費用の2分の1で、1年度につき1回、助成限度額は30万円です。 ※保険適用される費用や入院時の差額ベッド代、食事代、文書料等は対象外です。 ※医療機関へ支払いが終了した日の翌月から6か月以内に申請してください。
申請に必要なもの	・大村市不育症治療助成金交付申請書 ・大村市不育症治療実施証明書（主治医記載） ・市税納付状況確認同意書 ・医療機関の発行する領収書及び診療明細書 ・戸籍謄本 ・前年分の所得が確認できる書類（夫婦）

3. 健康保険制度

後期高齢者医療

【問い合わせ先】 国保けんこう課

TEL：53-4111

【所在地】 大村市玖島1丁目25番地

(内線110・112)

平成20年4月1日から始まったこの制度は、高齢者のみなさんが安心して医療を受けられるよう、国民全体で支えあうしくみです。

運営は、長崎県後期高齢者医療広域連合（長崎市栄町4-9 TEL095-816-3930）が行い、窓口は市役所になります。 令和5年10月1日現在

対象者	・75歳以上の方 ・65歳以上75歳未満で一定の障がいがある方					
医療費の負担割合	病院等にかかったときの医療費の負担割合は1割または2割です。 ただし、所得が多い方などは3割負担となります。					
自己負担 限度額	病院などで医療を受けたときに支払う月ごとの自己負担限度額は、下の表のとおりです。 医療費の支払いがこの限度額を超えた場合は、高額療養費を支給します。					
	所得区分	自己負担限度額（月額）			入院時食事代 （一食につき）	
		外来（個人ごと）	入院+外来（世帯単位）	4回目以降 ※※		
	① 現役並み所得者Ⅲ（3割） 【課税所得690万円以上】	252,600円+（医療費（10割）-842,000円）×1%		140,100円	460円 （④・⑤のいずれにも 該当しない指定難病 患者は260円）	
	① 現役並み所得者Ⅱ（3割） 【課税所得380万円以上】（注2）	167,400円+（医療費（10割）-558,000円）×1%		93,000円		
	① 現役並み所得者Ⅰ（3割） 【課税所得145万円以上】（注2）	80,100円+（医療費（10割）-267,000円）×1%		44,400円		
	◆令和4年10月開始 ②一般Ⅱ（2割） 【課税所得28万円以上 145万円未満】	18,000円 または 6,000円+（医療費-30,000円）×10% の低い方を適用（注3） 年間上限額144,000円	57,600円	44,400円		
	③ 一般Ⅰ（1割） 【課税所得145万円未満であっ て、2割負担の要件に該当しない被 保険者】	18,000円 （年間上限額 144,000円）	57,600円	44,400円		
	④ 低所得者Ⅱ（1割）（注2）	8,000円		24,600円		210円（注1）
	⑤ 低所得者Ⅰ（1割）（注2）	8,000円		15,000円		100円
※※過去12か月以内に同一世帯で3回以上の高額療養費の支給を受けた場合の4回目からの限度額です。 ① 課税所得が145万円以上の人（同じ世帯の人も①の負担区分） ② 課税所得が28万円以上145万円未満であって、その被保険者の年金収入+その他の所得金額の合計が200万円以上（被保険者複数の世帯は320万円以上）である被保険者及びその世帯に属する被保険者 ③ 本人を含む同一世帯のどなたかに住民税が課税されている人 ④ 同一世帯全員が住民税非課税の人 ⑤ 同一世帯の全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が0円の人（年金収入は80万円以下の人） ※（注1）過去1年間の入院日数が90日を超える場合は160円に減額。ただし、新たに長期該当の申請が必要 要です。 ※（注2）申請により入院・外来時に、医療機関での支払が限度額までとなる「限度額適用認定証」又は「限度 額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。なお、低所得者Ⅰ、Ⅱの方は入院時の食事代も減額されます。 ※（注3）配慮措置★に伴う計算方法です。医療費が30,000円未満であった場合は、30,000円として計算 します。 ★「配慮措置」とは、窓口負担割合が2割の方に対し自己負担の増加を抑えるものです。						

5. 医療費の助成、健康保険制度

<p>・令和4年10月1日の施行後3年間（令和7年9月30日まで）は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます（入院の医療費は対象外）。 ※同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱いとなります。 複数の医療機関を受診した場合は、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を払い戻します。 ・配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。</p>		
各種申請		
療養費	内容	コルセットなどの補装具をつけた場合、自己負担分を除く額（9割または8割または7割）が支給されます。
	申請に必要なもの	保険証・本人の預金通帳・医師の証明書・10割負担で支払った領収書
高額療養費	内容	同じ月内で、医療費の自己負担額が高額になった場合（前ページの表参照）に支給されます。一度申請した方は、次回からは申請の必要はありません。
	申請に必要なもの	保険証・本人の預金通帳
高額介護合算制度	内容	世帯内で、医療保険と介護保険の両方から給付を受けることにより、自己負担額（8月から翌年7月の1年間分）が高額になった時、限度額を超えた分が支給されます。該当する方へは、後日通知いたします。
その他の給付		
はり・きゅう施術	内容	広域連合が指定したはり師、きゅう師から受けた「はり」、「きゅう」について助成が受けられます。 助成の内容：施術1回につき700円、1か月に5回が限度
	助成の受け方	保険証を提示して、施術を受けてください。 施術料金の一部を助成します。（本人負担額が減ります。）
健康診査	内容	後期高齢者医療の被保険者の方も、特定健診と同様の検査を受けることができます。 詳しくは103ページをご覧ください。
口腔ケア	内容	口の中の衛生、かむ力、飲み込む力といった口腔機能の向上のため、「お口の中の健康支援」を行います。費用は無料です。
	受診の方法	広域連合が指定する歯科医に限られます。 受診券が必要ですので、事前に市国保けんこう課にお申し込みください。 例年12月中旬が締切となっていますのでご注意ください。

国民健康保険

【問い合わせ先】 国保けんこう課

TEL：53-4111

【所在地】 大村市玖島1丁目25番地

(内線111・119)

国保は、職場の健康保険などに加入していない方の医療を保障する保険制度です。

医療費の負担割合	義務教育就学前	2割
	義務教育就学後～69歳	3割
	70～74歳	2割（または3割）
※前年の所得により8月から負担割合が変わることがあります。		
自己負担限度額 (月額)	<限度額適用（・標準負担額減額）認定証>	
	<p>医療機関で診療を受けるとき、あらかじめ「限度額適用認定証」を申請し、医療機関に提示すると、窓口で支払う医療費が自己負担限度額までになります（下表自己負担限度額参照）。</p> <p>※非課税世帯は入院時の食事代も減額されます。</p> <p>また、マイナ保険証であれば、認定証が不要になります。（一部例外あり）</p> <p>◆自己負担限度額（70歳未満の人）</p> <p>※70歳～74歳までの方は「1高齢者のための福祉」24ページをご覧ください。</p>	
	世帯区分	
	総所得金額－基礎控除額	
		3回目まで（過去12か月間で）
		4回目以降 ^{※1}
ア	901万円超	252,600円+
		(医療費(10割)－842,000円)×1%
イ	600万円超	167,400円+
	901万円以下	(医療費(10割)－558,000円)×1%
ウ	210万円超	80,100円+
	600万円以下	(医療費(10割)－267,000円)×1%
エ	210万円以下	57,600円
オ	住民税非課税世帯	35,400円
		24,600円
※1 過去12ヵ月間に、同一世帯で3回以上の高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の限度額です。		
申請に必要なもの	保険証・世帯主および対象者のマイナンバー（個人番号）が確認できるもの	

5

医療費の助成、健康保険制度

5. 医療費の助成、健康保険制度

各種申請		
療養費	内容	コルセットなどの補装具を作成した場合や、やむを得ず医療機関に保険証の提示ができなかった場合などは、自己負担分を除く額が支給されます。
	申請に必要なもの	保険証・印かん（朱肉を使用するもの）・世帯主の預金通帳・医師の証明書（やむを得ず保険証の提示ができなかった場合は不要）・10割負担で支払った領収書・世帯主および対象者のマイナンバー（個人番号）が確認できるもの ※装具の種類によっては写真の提出が必要な場合があります。
高額療養費	内容	同じ月内で、医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、申請により支給されます。 ※限度額については123ページに記載しています。
	申請に必要なもの	保険証・印かん（朱肉を使用するもの）・世帯主の預金通帳・医療費の領収書・世帯主のマイナンバー（個人番号）が確認できるもの
高額介護合算療養費	内容	医療保険と介護保険の両方を使い、1年間（毎年8月から翌年7月まで）に限度額以上の支払いをした場合、申請により超過分が支給されます。該当者には、通知が届きます。
出産育児一時金	内容	国保に加入している方が出産したときに支給されます。 支払方法には直接医療機関へ支払う直接支払制度などがあります。 金額：48万8千円 ※産科医療補償制度に加入する医療機関で補償の対象となる出産をした場合は50万円です。
特定疾病療養費受療証	内容	厚生労働大臣が定める特定疾病の認定を受けた方が申請をした場合「特定疾病療養受療証」が交付されます。この「特定疾病療養受療証」は医療機関ごとに特定疾病の治療に支払う一部負担金の1か月の限度額が1万円または2万円となります。
	申請に必要なもの	保険証・医師の意見書（申請書への「医師の意見欄」医療機関記入、または前健康保険で発行の「特定疾病療養受療証」の写し、「身体障害者診断書・意見書（じん臓機能障害用）」の写しでも可）
その他の給付 (70歳から74歳までの方は「1 高齢者のための福祉」25ページをご覧ください)		
はり・きゅう 施術	内容	大村市が指定したはり師、きゅう師からうけた「はり」、「きゅう」について、施術1回につき700円、1か月に8回を上限に助成が受けられます。
	助成の受け方	保険証と印かん（朱肉を使用するもの）を施術所へ持参してください。施術料金の一部を助成します（窓口での本人負担額が減ります）。
特定健診	内容	国民健康保険の被保険者について、健康診断の制度があります。 詳しくは103ページをご覧ください。